

四国中央市公告第1号

一般廃棄物収集運搬業許可の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業（し尿に係るものを除く。以下同じ）の許可の取扱いについて、下記のとおり定めたので公告する。

令和5年1月5日

四国中央市長 篠原



記

1 新規許可の原則停止

本市においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年四国中央市条例第116号）及び四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成16年四国中央市規則第101号）に基づき、要件を満たす一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、これらを全て許可してきたが、下記3の新規許可停止日から、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、特例事項を除き原則として行わないこととする。

特例事項

- (1) 許可の更新を失念していた等の理由に基づき、許可期限が満了する日までに更新の申請をしなかった業者の許可期限の満了後1年以内の新規申請
- (2) 既存の個人許可業者が法人化する場合又は既存の法人許可業者が合併等により組織変更する場合の新規申請

2 取扱い変更の理由

本市のごみの排出量は、年間約33,000トンで、近年緩やかな減少傾向にあるが、一般廃棄物収集運搬許可業者の収集運搬能力は約371,800トンと推計され、ごみの排出量の約11倍の状況となっている。

市には、一般廃棄物の処理を行う責任があり、その業務を補完する役割として、一般廃棄物収集運搬業を許可しているが、業者が増加し、競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招き、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなるおそれがある。

このため、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限することにより、本市のごみの発生量に応じた適正な業者数への移行を図ろうとするものである。

なお、環境省通知（平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号）は、一般廃棄物の処理を許可業者に行わせる場合、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨示しており、今回の取扱い変更は、同通知を踏まえたものである。

3 新規許可停止日

令和 5 年 4 月 1 日

4 その他

令和 5 年 3 月 31 日時点で、四国中央市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合は、従前のおおりに、更新の申請を行うことができる。

今後の許可方針については、本市の一般廃棄物排出量の推移及び許可事業者の収集運搬能力により判断するものとする。